



感染症にみんなで備えましょう!

新型コロナウイルス感染症の日々の感染者数が減り、少しずつではありますが、感染拡大以前の生活を取り戻そうとしています。しかし、季節はインフルエンザの流行しやすい時期に向かっています。寒くなると換気がしにくくなります。基本的な感染症予防対策を徹底していきましょう。

コロナ禍の中、市内の学校が教育活動を継続することができたのは、学校の先生方はもちろんのこと、保護者の方、地域の方のご協力があったことです。この協力体制を今後も継続していただき、感染症に備え、子どもたちの育ちや学びを共に支えていきましょう。

11月の予定

時間のみ記載の研修会の場所は下野市役所です。

市教育研究所主催行事 市関係行事 学校関係行事 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、変更となる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
	1 	2	3 文化の日 	4 特別支援教育推進研究会 14:00~ 児童表彰(石北小、細谷小) 就学時健診(国東小)	5 学校図書館研究会② 15:00~ 児童表彰(緑小)	6 細谷小・国分寺小運動会
7	8 臨海自然教室(～11/10) (葉小・吉東小・吉西小・石橋小)	9 下野市幼小連絡協議会第3回研修会(グリム保育園) 10:00~	10 臨海自然教室(～11/12) (祇園小・緑小・国小)	11 下都賀地区主幹教諭・教務主任研修会 (城址公園ホール) 13:30~	12 要請訪問(古山小)	13 石橋北小・国分寺東小運動会
14	15 就学時健診(葉小・吉東小・吉西小合同) 修学旅行～16日(石橋小)	16 新聞の日③	17 共同訪問(緑小) S&U(祇園小・石橋小・国東小)	18 下都賀地区人権教育研修会(栃木市岩舟文化会館・岩舟公民館) 13:30~ 就学時健診(祇園小)	19 古山小運動会 小中学校英語研修(しもつけ風土記の丘資料館) 14:30~	20
21	22 定例教育委員会	23 勤労感謝の日 修学旅行～25日(南河内中)	24 定例校長会議 9:00~ 小中一貫の日(国中区) S&U(細谷小)	25 情報教育研究 授業研究会 13:15~ (石橋小) 修学旅行～26日(緑小)	26	27 
28	29 S&U(石北小) 二中区小中交流(クリーン活動) 修学旅行～30日(葉小)	30 外国語教育研究会③ 15:00~				

幼小連絡協議会第2回研修会(石橋北小学校 授業研究)

10月25日(月)、石橋北小学校において、令和3年度下野市幼小連絡協議会第2回研修会を開催いたしました。館野如美先生に、1年生の図画工作科の授業をご提供いただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、幼稚園、保育園、認定こども園の先生のみでの参観と規模を縮小しての開催となりましたが、充実した研修会となりました。

遊びを中心に総合的に学ぶ幼児教育と、各教科等を中心に系統的に学ぶ小学校教育は、カリキュラムに大きな違いがありますが、育みたい資質・能力は共通です。そのため、幼小の先生方が幼児期と小学校低学年の子どもの育ちや学びの姿を共有し、指導をつないでいくことが必要になります。本研修会では、幼小の円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)から成長した育ちや学びの姿について考えました。

研修会の振り返りより(園の先生方から)

- ・先生の関わり方や言葉かけで、子ども達の意欲や自信につながっていると感じた。
- ・保育園では遊び中心となっているが、その経験が生かされ、小学校での成長につながっていると感じた。
- ・卒園児達の実際の様子を見ることができ、今後の就学に向けた指導内容を改めて考えることができた。

幼小連絡協議会第3回研修会は、11月9日(火)グリム保育園の保育参観になります。また、幼小連携事業として、2月に小学校見学と情報交換会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。



1年図画工作「ちぎって はって」



「幼小の育ちや学びのつながり」について協議しました



「学習障がい(LD: Learning Disabilities)の子どもへの支援について

平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査で、学習障がいや注意欠陥多動性障がいの可能性がある子どもが小・中学校の通常の学級に6.5%程度在籍していることが分かりました。学習障がいは、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、周囲から気付かれにくいとされています。学習に困難を感じている児童・生徒がいる場合に、学習障がいの視点からも観察してみると、その児童・生徒に合った支援につながるかもしれません。

※学習障がい(LD)とは、基本的には、全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

◎必要な支援のためには

- ①子どもの障がいの状態を把握する。
 - ・教科学習において著しい遅れがある特定の教科等がないか確認する。
 - ・つまずきや困難さ等を補うための得意な力や興味・関心についても把握する。
 - ・検査を活用し全般的な知的発達の遅れがないかどうかを確認する。
- ②必要な合理的配慮等の支援内容を考える。

本人の努力が足りないわけではなく克服しがたい困難さがあること、方法を工夫することによって能力が発揮できること、誰しも得意なことや不得意なことがあること等について、周囲の子ども、教職員、保護者と共通理解を図り、子どもが安心して学べる環境をつくっていきましょう。